

## 平成 27 年度 第 1 回滋賀県原子力防災専門会議 議事録

- I 日 時 平成 27 年 (2015 年) 11 月 30 日 (月) 10 時から 12 時
- II 場 所 滋賀県庁北新館 3 階 中会議室
- III 出席者 委員：牧委員 (座長)、遠藤委員、島田委員、高橋委員、竹田委員、  
谷口委員、八木委員  
県：西川防災危機管理監  
原子力防災室 中嶋原子力防災室長、入江参事ほか

### IV 内 容

#### 1 開 会

##### (1) 西川防災危機管理監あいさつ

ただいま紹介ありました滋賀県防災危機管理監の西川でございます。

本日は、大変お忙しいなか、委員の皆さんにはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、明日からは師走ということでございますけれども、今年度の間に、国の原子力災害対策指針の改定、川内原発の再稼働、高浜原発再稼働に向けた動き等、原子力行政を取り巻く状況は大きく動いているというような状況でございます。

本県におきましても、初動対応マニュアル・モニタリング実施要領等を整備するとともに、危機管理センターの整備など、防災対策の実効性の向上に向けて努めているところでございます。

活動拠点と体制整備は大きく前進しつつありますが、訓練等通じて具体化した課題への対応など、取り組むべきことはまだまだ多くあるというふうに考えておきまして、多重防護体制の確立に向けて、まだ道半ばではあり、今後とも、本会議での専門的な見地からのご助言等いただきまして、実効性の向上と最適化に向けた検証・見直しを継続し、原子力防災にかかる住民の皆さんのさらなる理解の向上に努めてまいりたいと考えております。

本日は、国の原子力災害対策指針の改定に伴います本県地域防災計画の見直しについて、その方向性を定めるべく、委員の皆さま方のご意見を頂戴したいと考えております。委員の皆さまにおかれましては、それぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

##### (2) 配布資料確認、出席者紹介

中嶋室長：それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。

次第の裏側に書いてございますが、出席者名簿、配席図、それから本専門会議の設置要綱ほか、資料は1番から8番まで、それから参考資料の1番から4番までとさせていただきます。

参考資料の3で、原子力防災対策指針、これにつきましては委員の皆さまのみに配布をしておりますのでご了承願います。

もし資料のない場合は事務局のほうにお申し付けをいただきたいと思っております。

本日も出席の皆さま方のご紹介につきましては、時間等もございますので、お手元に配布の名簿等により紹介に代えさせていただきます。

また、本会議において座長を務めていただいております林委員は、今年の10月1日付けで、国立研究開発法人防災科学技術研究所の理事長に就任され、本委員会を辞任されました。このため、本日最初の議題としまして、座長の選出を予定しております。

### (3) 座長選出

**中嶋室長**：それでは座長の選出をお願いしたいと存じます。

本会議の設置要綱第4条の1項によりまして、座長は互選ということでございますが、任期中の交代ということでございまして、座長代理でございます牧委員を事務局は座長として推薦をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。(異議なし)

ありがとうございます。それでは、ほかに推薦、異議がないようでございますので、牧委員に座長をお願いしたいと存じます。

早速ですが、座長からごあいさつをお願いいたします。

**牧座長**：はい、ただいま座長に選出されました牧でございます。林先生、防災科研の理事長ということでご転任になられましたので、代理ということでございましたので、お引き受けさせていただきたいと思っております。皆さまのご協力をいただきまして、滋賀県の原子力防災対策の推進に向けて少しでもお力になればと思っておりますので、皆さまにおかれましては、ご専門の立場からご意見をいただきますとともに、円滑な議事進行にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

**中嶋室長**：ありがとうございます。

また、設置要綱第4条の3項におきまして、座長の職務代理者については、「座長が指名することができる。」とされております。牧座長、ご指名をお願いいたします。

牧座長：はい。つきましては、職務代理者を竹田委員にお願いができればと思います  
が、竹田委員よろしいでしょうか。

竹田委員：お引き受けいたします。

中嶋室長：それでは、こののちの進行を牧座長にお願いしたいと思います。会議は、  
終了予定は12時ということで予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

牧座長：はい。それでは、今日は盛りだくさんですので、早速議事に入りたいと思  
います。

今日は五つ議題がございますが、1項目につきまして、それぞれ15分程度の意見交  
換ということで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず議題(1)①「旧PPA（滋賀県版UPZ圏外）における防護対策の修正  
について」、事務局からお願いいたします。

## 2 議 題

### (1) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

#### ① 旧PPA（滋賀県版UPZ圏外）における防護対策の修正について

事務局：資料1、2、参考資料1を用いて説明。

牧座長：はい、それでは、事務局からご説明いただきました。2点でございますが、  
基本的にはPPA、昔のPPAのところの防護対策が屋内退避ということになったこ  
とについてだとか、ヨウ素剤の話をどうするのかということと、もう1点は、今ご説  
明がございました屋内退避をどう考えればいいのかということについてご専門のお立  
場からいろいろとご意見をいただけたらということでございますが、いかがでござ  
いましょうか。それともう1個、これ以外に何か問題はないかということですが。高橋  
先生。いきなりすみません。

高橋委員：はい。それでは、今ご説明がありましたように、おっしゃるとおり、今回  
UPZ外における防護措置の実施方針が4月に改定されたということでお話ござ  
いました。

一つありました安定ヨウ素剤につきまして、これは参考資料1のほうにございま  
すけれども、「ブルームの到達を観測してから服用を指示しても十分な効果が得られ  
ない恐れがあることから、効果的に実施可能な防護措置とは言えない」ということ  
で、特にそのUPZの外側では、安定ヨウ素剤の服用ということに関して削除と言  
いますか、

消えているということでございます。

問題は、この説明、これは国の考え方ということになるのかと思うのですが、逆に言いますと、UPZの外側につきましては屋内退避のみをプルームに対する防護措置とするということになるかと思えます。実際には、確かに屋内退避している状況で安定ヨウ素剤を服用させようとする、各戸に、つまり人が集まっておりませんので、配布するという事は非常に困難であるということはあるし、また、当然プルームの到達を観測してからですと事前服用になりませんので効果的ではないということはそのとおりなのですが、問題はやはりUPZの外側につきましては、その安定ヨウ素剤の服用が不要であるという部分が前提としてなければ、やはり、この安定ヨウ素剤は備蓄する必要はないということにつきましては、多分理解が得られないのではないかと思います。

やはり前提といたしまして、防護対策といたしまして、UPZ外側というのは、屋内退避ということが確実に実行されれば十分リスクを抑えることができるということの説明がまず前提としてある必要があるのではないかと。それがあって初めて、今後UPZ外につきましては備蓄をおこなわないということであれば、それに対する理解が得られるのではないかとということが一つ思ったところでございます。

また、この屋内退避中の外出要望についてですが、ご承知のように、屋内退避につきましては、特にプルームに対する防護の措置ということが前提となります。もし放射性物質が沈着したことによって線量が高くなっている場合、OIL1とかOIL2によって既に避難、あるいは一時移転がなされますので、屋内退避中につきましては、プルームが来た場合に、それをやり過ごすということが必要になるわけです。ですので、この屋内退避中の外出につきましては、そのプルームが来るかどうか、外に現在あるかどうかと、あるいはこれから来るのかどうかということが非常に重要な観点となりますので、その部分はのちほどの予測ということにもつながるかと思えます。なかなか難しいところではありますけれども、この屋内退避というのはどういう目的でなされているかという部分を留意しながら判断する必要があるのではないかと思います。以上です。

**牧座長：**ありがとうございます。

2点、ヨウ素剤のこと。ヨウ素剤が本当に不要かどうかというのは、これは遠藤先生に、多分、1番目の論点でご意見を少しいただいたほうがいいのかと思うのですが。先生よろしく願います。

**遠藤委員：**安定ヨウ素剤というのは、原発から出てくるヨウ素131が甲状腺に取り込まれるのを防ぐものです。要するに、分かりやすく言えば昆布のエッセンスです。昆布が、ヨウ素がたくさん入っているものですから、それを飲んだら外から来る放射性

の物質が入らないという意味で使っていました。

福島原発の場合は、実際には服用しておりません。それで甲状腺の被ばく線量、いろいろ意見はあるのですけれども、大方の研究者は、飲む必要はなかったと考えております。さまざまな反対意見もあるのですけれども、多くの研究者は必要なかったと考えております。

ヨウ素剤服用についてはそのとおり、もうヨウ素 131 が来てから、あとから飲んでも効果はないものですから、これはこのとおりなのですけれども、ちょっと分かりにくいのは、備蓄もしないという意味でしょうか。

**事務局：**ヨウ素剤につきまして、まずUPZ30キロ圏内の住民さん向けの備蓄はしています。ですので、状況によって、そのUPZの皆さんに全部飲ませることになるのか、場合によってはUPZ外の方に振り分けるのかといった判断が出てくるかと思うのですけれども、今、まずは県としては一定備蓄しているという状況です。

**遠藤委員：**要するに、どこかにあると考えていいのですね。

**事務局：**はい。

**遠藤委員：**ええ、あればそれでも、僕はいいと思います。

**牧座長：**ほかの委員、何か。はい、では谷口委員お願いします。

**谷口委員：**屋内退避が必要とされるエリアの方たちの状況ですが、要医療の方のことが事例にも挙がっておりますけれども、要医療、もしくは要介護の方について、屋内退避で外に出てはいかんとときにはもちろん出たらいかんと思うのですけれども、そうすると、誰かが訪問するなり支援に入るということを具体的に示していかないと不安は拭えないと思うのですね。そのことに関しましては、災害時の避難行動要支援者について個別の支援計画を立てることになっています。で、屋内退避というのは、その避難行動というふうに捉えられていないかもしれないなと思っておりまして、それに関しては、避難行動要支援者の個別計画を立てるとするのは当該自治体の責任とされていますけれども、今回のこの原子力災害においては、当該のところで支援の対象となる方というのはそれほどたくさんいらっしゃらないということも思われますので、やはり個別の支援計画をしっかりと立てるとすることが必要になると思います。それに関しては、県と市で、モデル的と言いますか、ピックアップをしながら、しっかりと個別計画を立てるというのを今緊急に、早急にすべき対応ではないかと思っております。以上です。

**牧座長：**すみません、一点確認ですが、旧のPPA、要するにUPZ外ということになるので、滋賀県全域というのが今議論している前提だということによろしいですね。旧PPAですので。そうすると、それについて本当に全部個別支援計画を立てるのかどうかというのが、旧のUPZでしたら個別の支援計画、それはまた別途議論が必要かと思いますが、今回これ議論している前提が滋賀県全域ですね。ちょっとそこらへん確認をさせていただきたいと。

**事務局：**そうです。

**牧座長：**はい。ということですので、非常に大きいエリアで、そのところに屋内退避、全域に出るということでは決してないですけども、という前提だということでお考えをいただいたうえでご意見を。

だから、おっしゃるように必要な可能性は十分あると思いますし、そこらへん、そういう観点で、もう一度ご確認を。

**事務局：**はい。

**谷口委員：**とりわけ、私は事例として考えましたのは、重度の心身障害児・者の方たちですね。移送に関しても大変課題の大きい方たちについては県内それほどたくさんいらっしゃるいません。やはり個別の計画が必要な方たちに優先度をつけてつくっていくというのが、滋賀県のこの該当地域で必要であろうと思います。

**竹田委員：**今の牧委員長もおっしゃいましたように、UPZ外でヨウ素剤の備蓄はおこなわないと。確かに県民の安心としては備蓄しておいたほうがいいのかもしれませんが、私はやはり気になるのは、国の方針とずれてしまう。ずれても安心の方向に行ったらいいのかもしれませんが、あんまり国と合わない方針を立てると、いろいろなところで困ったことが起きる可能性が十分にあると思っています。ただし、やはり県民の安心・安全を守る必要がありますので、それはプラスアルファでやっていくべきだと。

ちょっとあまり具体的な意見に、コメントになっていないかもしれませんが、例えば、先ほど高橋委員がおっしゃった、屋内退避でブルームが来るかどうかと。やはりこれは情報をちゃんと出すという、そこらへんで安心を県民の皆さんに与える、知っていただくという、そういう意味で、安心として何があるかというのはやはり、十分に考慮していただきたいと思います。と思っています。

**牧座長**：はい、ありがとうございます。では島田委員。

**島田委員**：今、竹田委員がおっしゃったように、情報の提供の件ですけれども、屋内退避というときに、たとえ1日だけでも2日だけでも、家の中にいなさい、とりあえず退避しといてくださいと言うだけでは必ず、それこそ安心の反対で、不安をかき立てることになりますので、そういう場合に、屋内退避されている方に、どういう情報を提供するか。

もっと言うと、提供するだけではなくて、何か住民の方の、いろいろ訴え、とりあえず病気が悪化するとかいろいろ、住民のほうから発信することもありますので、双方向に連絡ができるような体制というの準備していますということ何か伝えておかないと、食糧は備蓄しますよ、経済的な被害があったとき補償はありますと言うだけでは、多分、安心の部分はけっこう情報だと思いますので、しかも、情報提供しますというあいまいなことではなくて、ブルームの話もありますけれども、ちょっと具体的に、屋内退避中の住民にはこういう項目とこういう項目は必ず提供するというような、ちょっと難しいと思うのですけれども、そういう指針として確定しておくのも大切なのではないかと思います。

**牧座長**：はい、ありがとうございます。情報なので。

**八木委員**：大抵論点も出尽くしてきているように思うのですが、結局は、屋内退避を何のためにやるのか、その効果は何かということが、先ほど高橋先生がおっしゃったことも含めて、一般市民には多分理解しづらいと思うのですね。

避難というのは、すごく積極的な対策に見えますけれども、「屋内退避」と言われると、消極的というか、これ以上対処のしようがないような印象がどうしてもついてまいがちです。その意味では、事前に、屋内退避になり得るのはどのような状況かということを伝えていけるのかということ的前提として、この計画というのは初めて成立するのであって、それがないとやはり、どうしても混乱が起きざるを得ないのかなという印象がございします。

具体の対策のところていくと、あえてひとつ言うのであれば、9番のコンクリート屋内退避のところですが、放射線防護という意味でのコンクリート屋内退避ということは計画に含まれなくなるのでしょうが、やはり、各家庭に残るよりも、若しくは独居の方が家にいるよりも安心できるのかという理由で、自然災害のときでも、「ちょっと心配だから念のために避難所に来ました」という方、けっこういらっしゃいますよね。そういうふうには、それをコンクリート屋内退避と呼ぶのかどうか別として、やはり小学校などで避難所などの開設ができるものがあるのであれば、むしろそれが一つ

の住民の受け皿になってくるという意味でご検討いただければいいかなと思います。  
以上です。

**牧座長：**はい、ありがとうございます。

それで、情報については、もう一回戻って議論もしてもいいと思うのですが、ちょうど次、SPEEDI のお話がございますので、先にそちらご説明をいただいたうえで、今の問題も含めて、再度、議論ができればと思います。

では事務局、議題(1)②「放射線物質大気中拡散予測（SPEEDI 等）の活用等について」ということについてご説明をお願いします。

## ② 放射線物質大気中拡散予測（SPEEDI 等）の活用等について

**事務局：**資料 3、資料 4、参考資料 1 を用いて説明。

**牧座長：**はい、それでは二つ目の議題でございまして、SPEEDI が使えないというか、使わないというふうに国の指針が変わりましたので、それに従って、まず緊急時モニタリングですね、それを使わなくてもいいのかどうかということと、今ご報告がございました、滋賀県の場合は、環境研がずっとこういう検討をしていますので、そういったものの妥当性、それからもう一つは、予測線量に基づく屋内退避および避難等に関する指標というのがあったわけですが、SPEEDI 以外では予測線量が出ないので、そのところを取ってもいいかという、この 3 点ですね。

**事務局：**事務局から補足させていただきます。今座長からご説明いただきました指針、避難基準の関係につきましては、これまで SPEEDI で予測被ばく線量の見込みが手に入るという前提から、旧の防災指針のなかで、外部被ばくでこれだけ被ばくしたときには屋内退避することにしましょう、または、内部被ばくでこれだけ被ばくする見込みがあるときには屋内退避または避難しましょうといった判断基準がございました。それを県の地域防災計画のなかにもそのまま採用しておったのですけれども、このたびそのように SPEEDI 情報が手に入らないということから、県の地域防災計画のなかにかかれていて、この見込みに伴う避難基準というものも削除したいと考えております。その点、併せてご意見いただければと思っております。

また、その見込みによる避難等の防護対策のなかの一つとして、例えば内部被ばくで 100mSv から 500mSv の場合には、コンクリート建屋に退避することといった避難指示もあったのですけれども、昨今、原子力災害対策指針による O I L による避難のなかでは、屋内退避、または一時移転、避難ということで、コンクリート屋内退避という概念がなくなりましたので、一般住民に対してコンクリート屋内退避ということ、先ほど屋内退避に関する全国調査のなかでも、地域防災計画のなかで位置付け

ている自治体がないという状況を踏まえて、そういった記述を削除していきたいと考えております。併せてご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

**牧座長**：はい、ありがとうございます。

それでは今の点につきまして、委員のほうからご意見を賜れればと思いますが、いかがでしょうか。

**高橋委員**：それでは、今ご紹介がありましたように、おっしゃるとおり、旧防災指針下で避難基準、こちらにつきましては予測線量がもう提供されないということと、これを自治体で、多分、予測というのは、そのソースタームが手に入らない限り不可能ですので、これは非常に困難だと思います。ということで、この予測被ばく線量による避難基準を削除するというのは差し支えないかと思います。

一方、今ご紹介がありましたように、この予測につきましてモニタリング等に活用するというのは、これは非常に重要なことかと思えます。やはり、まったく情報がないような状態で網羅的にするというよりは、やはり、ある程度、蓋然性が高いところを中心にまずは先行してモニタリングを開始する。特に、例えば人が集まらないと、少ないといった場合にはそういうところから重点的に始めて上げていくということが重要かと思えますので、このような利用は有効かと思えます。

あともう一つ、先ほどの屋内退避のところでもありましたが、やはり屋内退避をしている状態であっても、場合によっては、外に出てさまざま配布などをおこなわなければいけない、あるいはこのモニタリングをする要員の方そのものがおられます。こういう方の防護の観点からも、やはり、もし今、あるいは、もし数時間後にこういう放出があったらどのように拡散して、こちらに来るのか来ないのかと、そういう情報を把握しておくことは重要ではないかと思えます。そのためには、先ほどありましたような計算を事前にしておいて、どのエリアがリスクが高いのか、あるいはどのエリアはある程度リスクは低いのかということ判断して、先ほどの資料4の1ページ下のほうにありましたが、このようなざっくりした情報でもこれは有用かと思えますので、こういう情報を把握しておくということは必要かと思えます。

それとともに、資料4の2ページ目にこのフローチャートがございまして今ご説明がありました、確かにこのようなパターン分けというのはいざというときに非常に重要かと思えますが、一方で、これを有効に活用するためには、こういうことのできる、あるいはこういうことを専門とする専門家の育成がやはり重要ではないかと思えます。こういうマニュアルをつくってしまうと、こういう情報があれば、このパターンに当てはめてしまえばいいということで、あまり専門性を問わないということも考えられるのですが、やはり実際にこういう情報に接した場合にどういうものが適用できるのか、どういう判断をすべきか、ということはやはり専門性が重要であると

考えますので、そのような専門家の育成ということも考えていただければと考えます。以上です。

**島田委員：**今後、滋賀県内の琵琶湖研究センターの予測結果を活用していくということになりましたら、国の対策本部などにどのように提供するといった連絡網、研究センターとこちらの担当者との連携、そういうものが必要になってきます。専門家もそうですけれども、今度、情報を提供されたほうの県の方も、ある程度、どのような情報が提供されて、どのような正確さなのか、どういう情報が提供されるのか。また提供されるものは、予測図とかいろいろ形態があると思うのですけれども、その災害の実際の防災を担う方のニーズとして予測結果が、こういうかたちで欲しいとかそのあたりのやり取りをする。

こういう活用するというのが今回新たに加えられるのであれば、そのあたりの情報提供の仕方、情報の形態、そのあたりのところをしっかりと詰めておかないと、せっかく準備しておいたのに、結局使えなかったということになりかねませんので、もし、活用していいのではないかという方向になりましたら、ぜひ両方と示し合わせて、この結果ができるだけ有効に活用できるような方向を事前に詰めておく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

**遠藤委員：**私もお二人の委員の方とほぼ同感です。これ、資料、ちょっとミスタイプか何かあるのではないかなという気がするんですけどね。資料の1ページの、「放出量は1 Bq/h とし、計算時間は12時間とした」というのは、ちょっとこれ分かりにくいというか、多分ミスタイプかいろいろあると思います。もう一度きちんと修正して、分かりやすく。

計算時間12時間というのは、12時間後を予測するという意味ですか、それとも。

**琵琶湖環境科学研究センター：**12時間の間ですね。

**遠藤委員：**間のデータを使うと。その付近で、分かりやすく。それから、1 Bq は、多分単位間違っていると思いますので、また修正ください。

それから、ごめんなさい、先ほどの安定ヨウ素剤の意見のところ、ちょっと誤解があったらいけないものですから。

私も竹田委員と同じ意見でして。健康影響の面に関しましては、国、原子力規制庁はどちらかと言うと保守的な側に立っております。したがって、こう言うは何ですけども、わざわざ滋賀県のローカルルールをつくらずに、国の指針にと言いますか、原子力規制庁の指針に従って安定ヨウ素剤も対応しましたとかいうふうにやったほうが県民が安心するのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

**牧座長**：先ほどのところも関係して、もう一個、県がこういうことを知りたいということでご質問があつてお答えをしていないのがございまして。

30 キロ圏外のモニタリングですが、指針では、国と事業者がおこなうとなっているのですけれども、県独自で測ってもいいのかということについてもご意見をということですが、それも島田委員ありますか。

**島田委員**：県独自で測るのは望ましいと思います。国が測るというのもあるのですが、結局は、特に滋賀県の場合、県民もそうですけれども、近畿圏内の住民の一番懸念するところは、結局、水源としての琵琶湖の水がありますので、県として測れるものがあれば、べつに重なってもかまいませんし、あればあるほど、結局、国の提供したモニタリングデータと、県で独自に測っているものを一緒に比べることもできますし、国のデータ待ちというのではなくて、モニタリング体制がちゃんとできるのであれば、やっていく方向のほうが望ましいと私は考えますので、ご検討よろしく申し上げます。

**高橋委員**：私もこの件に関しましては、すべきだと思っています。特に、飲料水につきましては、今、島田委員からありましたように、近畿圏全体の問題であるということと、あとは、30 キロ圏内に沈着した放射性物質が琵琶湖に流れてきて 30 キロ圏外に出ていくという非常に大きなルートとなっているところから、これは 30 キロ圏外であっても、放射性物質が流れてくる可能性が非常に高いということで、本来であれば国がおこなうべきところかもしれませんが、おこなえるのであれば、やはり滋賀県として、ここはしっかりおこなうべきだと思っております。

空間線量につきましては、30 キロ圏内がどうしても優先するかと思いますが、それに併せて、必要に応じて、30 キロ圏外、UPZ 圏外も併せて実施していくということになろうかと思えます。

**竹田委員**：私も皆さんと同じ意見ですが、一つだけちょっと気になるのが、国として SPEEDI に頼らずモニタリングの実測値を使ってやると、モニタリングのほうを重視するという方向になりましたので、やはりモニタリングは県としてしっかりやるべきだという考えです。

それと、この予測図、どのように使うか。ここに書かれて、皆さんの述べられたことで妥当だと思いますけれども、この 2 ページの結果をどう表示するか。これ、結果見させていただいたら、降水ありなしで非常に結果が違っていました。確かにそうなんでしょうけれども、パターンが非常に細かくなつていまして、パターンを細かくするということは、そのパターンでリスクがないというふうになったときに本当に大丈夫

夫なのかということをちょっと心配しています。もう少し大ざっぱなデータのほうが県民の皆さん分かりやすいのではないかという気もしてはいます。そのあたりは、もうお任せいたしますけれども、ちょっと考慮していただければいいと思っています。

それから、美浜とか大飯はやられたのでしょうけれども、「もんじゅ」なんかになると、事情はかなり変わってくるなと思っております。大体、水蒸気爆発がありません。水を使っていませんので。そうしたらどのようなソースタームを考えたらいいかとか、そういうことがありますので。

これを、例えば「もんじゅ」に関しては美浜に近い、美浜と一緒にする。まず第一近似だと思っております。これでいいと思いますけれども、このぐらいのざくつとした結果ですので、やはりざくつとした結果を皆さんに知らせるべきだと思っております。

**八木委員：**そうですね、最初に高橋先生がおっしゃったように、基本的に今のこのフローの使われ方、どう使うかというのをわりとちゃんとしておかないと、誤ったとまではいかないまでも、ちょっとミスリードした使い方をされる懸念があります。

というのは、例えば防護対策要員が足りないとか、初期の段階でモニタリングをどこに重点化するかというときに、これを判断の材料として使って重点的にやるということには非常に効果的なのでしょうけれど、きっと、このフローをあまりにも過信しすぎると、するとこれで、要は、可能性が高いところは優先的に、例えば、避難させようというような話になってくると、ちょっと話がずれてきますよね。限界がどこにあるかというのを、むしろ、ご説明のなかでもおっしゃっていたのですけれども、このフロー図の限界条件が何かというのを明確に示していただいて、そのときに、何には適用してはいけないのかということは多分きちんと押さえておかないと、やはり実際の場面のときには、時間も足りなくて人も足りないなかで、ついこういう分かりやすいものが判断の基準となってしまう可能性がありますので、そこを危惧しています。

その意味では、今、竹田先生がおっしゃったように、これを精緻化することよりも、むしろ具体的にどう使うかということを想定したうえで、もう少しこのシミュレーションのあり方を検討されたらいいのではないかと思います。以上です。

**牧座長：**今から、先ほどまでと、少し、議論が変わるので。要するに防護措置、UPZ外、内、それからこのモニタリング、要するに避難の判断みたいなところ全体について、この場でもう一度、何かご意見がございましたらいただいて、なければ次に行こうと思いますが。では高橋委員。

**高橋委員：**今、竹田委員、八木委員がおっしゃられたことに私も同感です。特に、使われ方という意味では、この拡散予測そのものが、ブルームに対する予測と、それ

が沈着したあとの沈着後の線量の予測と、二つ含まれておりまして、特に沈着につきましても、ご承知のように、降雨のありなしによって不確実性が非常に高くなっていくということもあります。

ですので、これはブルームの予測に使っていくのか、あるいは沈着後に使っていくのか、そういう使い方の部分からきちんと議論して、その精度、あとはその検証方法、そういう部分を一連の流れとしてつくっておくということが重要になるかと思えます。ちょっと繰り返しのようになりますが、以上です。

**谷口委員：**この場面で申し上げるのがよいのかどうか分かりませんが、原子力災害等の専門でないものから申し上げますと、災害が起きたときのことというのは、本当に住民の暮らしに一つ一つ関わることです。

ただ、今話が出ていることについて、住民に一番身近なところで伝えたり、屋内退避の仲介に入ったりする福祉・教育の人たちは、ほとんど理解までいっていない。

情報が入っていないということもあるでしょうし、もっと詳しく聞かないと自分たちも判断ができない。どういうふうに自分たちは支援者として動いたらいいのか分からないということを、会議の場面等でも話が出てきています。

ですので、具体的な対策とか支援計画のなかで、福祉のほうも教育のほうも、動いていないのだろうと思うのですね。なので、これを、ブレイクダウンと言いますか、もっと分かりやすく、住民さんというよりは支援者のところに説明をする機会というか、それが本当に必要だなというのを少し、ちょっと実感しております。

**牧座長：**はい、ありがとうございます。

やはり、どういう問題があるので避難をしないといけないとか、問題を明らかにするためにどういう情報を取っているのかとかという、もう一回、今回これを踏まえて最終的な見直しということになるでしょうから、そこらへんも分かりやすく、再度ご整理をいただくというふうなことが必要かなと思えます。

そうしたらここまでで一度、この防護対策、SPEEDI とモニタリングというところを離れまして、3番目、議題(1)③「原子力災害医療体制の見直し等について」ということで、事務局、お願いします。

### ③ 原子力災害医療体制の見直し等について

**事務局：**参考資料2を用いて説明。

**牧座長：**はい、ありがとうございます。医療の話とスクリーニングですが、すみません、1点確認ですが、参考資料2の初期を協力機関、それから初期・二次支援、二次を災害拠点病院とするということでもいいかというお問い合わせというふうに確認すれ

ばいいですか。

**事務局**：はい。今まだ明確ではありませんけれども、そのようなイメージで作業を進めていけたらと考えています。

**牧座長**：ということと、それからスクリーニング方法、今までずっと全数、全員検査としていたのですが、それをそのままでいいかという2点でございます。

**遠藤委員**：まずスクリーニングですけれども、全員測定するほうが望ましいと思います。特に滋賀県の場合は、原発からの距離から考えますと、福井県の住民のほうが被ばく線量が高いんですね。滋賀県民よりは、距離が近いだけ福井県民のほうが汚染すると言いますか、放射能に汚染する可能性ははるかに高いわけです。したがって、逆に言えばこのスクリーニングはものすごく重要になってくると思います。多分、福井県からたくさん来るから、現実これ、全員やるほうがはるかに望ましいと思います。

多分、規制庁の方針は、もう時間がないからという意味で、早くやるときにはこれが通用するかも分かりませんが、福島県原発事故のときにも、結果的には住民全員の検査になりました。それで、紙がありましたよね。小さな紙があつて、そこに線量が幾らですと書いて、で、オッキーですという。要するに手形のようなものを発行して。それがなかったら、多分、病院とか食堂とかが、福井県の県民を受け入れないと思います。要するに汚染しているかも分からないからというので。汚染した人が入ったら、病院とか食堂とかが、もうお客さんが来なくなるとか言って。これはけっこう、福島原発事故のときは苦労した事態です。ですから、やはり多分、住民全員を所管するほうが望ましいと思いますのでその方向でいいと思います。

それからもう一つ、被ばく医療機関はこのリストがございますけれども、この病院全部、放射線の測定の専門家である診療放射線技師、あるいは放射線科医がいますのでやってくれると思います。ただ、4万 cpm というのも、測り方で、正直言って、近づけば高くなるし、離れたらとかいろいろあるものですから、テクニックはいろいろあると思いますので、ぜひ、訓練は大事だと思います。

**高橋委員**：はい、私も全員測定がやはり望ましいかと思えます。ただし、国のところにありますように、もし全員測定をすると非常に混雑して、例えば避難が遅くなって、そのために被ばくが避けられないような状況があるといった場合には、その次善の策として、このような代表者あるいは車両ということになるのかなと思います。

ですので、この国からの手順は、先にこの簡易的なものがあつて、だんだんこう、全員となっていますけれども、まずは全員が原則で、それができない場合、それがリスクを高めてしまうといった場合には代表者の測定をする。代表者も難しい場合には

車両というような順番で判断していくということになろうかと思えます。

と、もう一つは、その際に、やはり代表者だけであった、あるいは車両だけでスクリーニングポイントは通過したといった場合には、避難所等そういう場所において、やはりきちんと測定をして、確認をすると。そのまま避難所に入ってしまうのではなくて、やはり重要なところで、できるだけ測定をするというふうな手順が必要になるのではないかと思います。

**牧座長**：ありがとうございます。ほか何かございますか。

そうしましたら、今の二つ目の原子力災害医療体制、それからスクリーニングについては、またもしのちほどお時間がございまして、ご意見がございましたらいただくことにしまして、次の議題に移りたいと思います。

二つ目、原子力災害訓練の反省を踏まえた修正ということで、議題(1)④「発電所ごとのUPZの設定について」ということ、それから⑤「避難中継所運営本部の設置について」ということについて事務局のほうから説明お願いいたします。

#### ④ 発電所ごとのUPZの設定について

#### ⑤ 避難中継所運営本部の設置について

**事務局**：資料5、6、7と参考資料4を用いて説明。

**牧座長**：はい、ありがとうございます。

では、二つ、論点が違いますので順番にいきたいと思いますが、まずは発電所ごとにUPZを設定するという。今までと何か変わるわけではございませんが、発電所ごとにUPZを設定するということについてご意見ございましたら。

**高橋委員**：発電所ごとへのUPZの設定、これは非常に重要で必要なことだと思います。ただ、重要なことは、今まで全体をUPZとして多分県民の方々に周知していたかと思えますので、こういうものですということをきちんと伝える。そうしないと、ある場所で起きたときに、あ、自分のところもということになって混乱する可能性がありますので、しっかりとこのような考え方を伝えておくということが重要になるかと思えます。

**牧座長**：今の高橋先生に質問なのですが、今まででしたら全域UPZでしたから、どこで起きようが全域UPZ範囲というふうに考えていたのを、それぞれの発電所ごとにUPZが設定されたことを伝えておくことが重要だと。

**高橋委員：**はい。おっしゃるとおりかと思えます。要は、事前の対策といたしましては、これまでと同様の対策を取ることになるかと思えます。そして、実際に発災した場合に、UPZ圏内と言った場合には、この発電所ではここがUPZ圏内としての対策を取りますというかたちになりますので、そこを周知しておくということ。

逆に言いますと、事故が起きた時に「ここはUPZなのに、われわれのところはそういう対策が取られていないのはおかしい」と、そのように誤解されるという可能性がございますので、そういうことがないように周知をしておくということが重要になるかと思えます。

**牧座長：**はい、ありがとうございます。ほか、何か。

すみません。質問ですが、これ今、参考資料4に、1、2、3、今ご説明いただいた3パターンお配りいただいておりますが、今後、要するに訓練とかそういうことではなくて、発災したときには、実際の行動についてはモニタリングということになりますが、その対応する大前提としては、この図のこの黄色みたいなところをUPZと考えていくというふうに思っておけばよろしいですか。この図を使うというふうに。

**事務局：**もちろんこれは3キロメッシュの原図になってきますので、これに今度、文字の情報など加えて、少し、今後は変わってきますが、考え方は先生おっしゃるとおりです。

**牧座長：**分かりました。やはり大きな変更ですので、高橋先生がおっしゃったように、起こったときの対応ということですが、きっちりと周知するのはすごく重要かと思えます。何かこの点について。

よろしいでしょうか。特に、高橋委員からございましたように、適切なことであると。

では、二つ目でございますが、避難中継所運営本部設置ということについてご意見ございましたらいただければと思えますが。

これは、専門家は私ですよね。情報共有という観点から、やはり専門家だけではなくて、そういう事務と言いますか、そういった一般的な調整業務に携わる方が現場におられるというのはすごく重要なことです。

これは災害医療でも、それからモニタリングでもそうだと思いますが、要するに実際にその業務をされる専門家はやはり業務を実施する専門家でいらっしゃるって、全体調整なり情報を取りまとめる専門家ではございませんので。

例えばDMATでも、今、事務局必ずついて行きますし、放射線医療もやはり事務局というのがついて行くので、モニタリングも事務局というのがついて行って情

報の共有、それからロジ系というのがありますよね。宿泊、飯、車。あと、それから安全か。安全管理はそっちのプロがやるかな。あとは他機関との調整。お医者さんと、それから警察と消防と県。やはり事務局がついて行ったほうがいいと思います。そういった意味で、避難中継所、こういうところに、そういう総合調整をする場所ができるというのは非常に重要なことですし。恐らく訓練のときにモニタリングの専門家にそういうことを言うと怒られたのかうまくいかなかったのか何だったかと思いますので、ぜひ設けていただいて。

プラスで、ここは、あれですかね、スクリーニングもする？住民の方の。

**事務局：**はい、住民のスクリーニング。

**牧座長：**スクリーニングをするようなところですから、いろんな、トラブルではありませんが、ご意見なりご要望なりというのも、そのところで受けないといけないということにもなるでしょうから、そういった機能についてもぜひご検討いただけたらと思います。

**谷口委員：**この住民誘導班ですけれども、これは上の総括も市になっていて、下の具体的なスタッフのところも市だけになっていますけれども、恐らくここは教育とか福祉の関係者、県立がありますので、県のスタッフもいたほうがスムーズではないかなと思いました。

**牧座長：**それぞれの、住民誘導班の例えば機能というか、どういう業務をするのかみたいなのを、補足をいただいたらと思いますが。

**事務局：**それぞれの班、例えば役割分担につきましては、通信・連絡班につきましては、やはり県、市、それから災害対策本部、あと避難のこの一次集合場所、また避難先といったところの連絡調整というイメージです。

ここで言う住民誘導班は、この避難中継所内が主な役割場所、作業場所をイメージしておりまして、このなかで住民さんの誘導に当たるということをイメージしています。

交通誘導班につきましては、やはりスクリーニングポイント、車両、バスなどの出入りが盛んですので、駐車場回りなどの安全確保などをおこなうと。

緊急被ばく医療班というのは、スクリーニング、または汚染が見つかった方への対応、そういったことを対応していこうというものです。

今、点線で囲ってあります車両検査班、車両除染班、車両保管班といったところはまだ訓練等検証できていないのですけれども、基本的に、バスのピストン移動で対応

するので車両除染がダイレクトには関わってこないのですが、今後、このスクリーニングポイントを通過して移動する車両について検討しない場合にはこういった班が必要であると考えている状況です。おおよその班ごとの業務分担は以上です。

**八木委員：**牧先生のコメントとも若干重複するのですがけれども、要はスクリーニングをしなければいけないという前提のもとに、物理的に場所が必要で、訓練でこういうかたちになってきているのですがけれども、今多分ここで見えているより、この場所は、ものすごく重要な機能を担うところになるはずです。最前線で一番リアルな情報がここに集まってくる時間が、かなりあると思います。

具体的に申し上げますと、要は、ここを通過して初めて外に出たということが確認できるポイントになってくるのですがけれども、その情報を、ここでどう集約して、それを、下記機関とどのように共有するのかという意味で、情報の最前線のような役割も本当は担い得るものだと思いますので、すぐに整備することはできないと思うのですが、今後訓練を重ねていくなかで具体的に何を担い得るのかということは、もう少し検討の余地があるかと思います。

**島田委員：**この避難中継所の新設も含めて、修正というよりも、いろんな追加とか、情報の提供の仕方とか含めて、今の防災計画に、かなりいろんな部分でつながってきますので、再検討が必要だと思います。

例えば情報だけに関しても、連絡の仕方、ルートというのを一から考え直さないと、例えばこれ、中継所が1個できるだけで、その担当の方との連絡もありますし、最前線ということは、住民の方と接する機会も多いですし、情報を得て、その貴重な情報が今度、流れていく体制も考えないといけない。いろいろな情報の共有の仕方を学ぶとかいうこともありますので、職員の訓練体制なども、かなり増えたり変わったりします。今日のこの中継所だけではなくて、ほかの修正に関わるのを含めて、もう一回、情報の共有体制とか連絡体制というのが、かなり、いろいろつながってきますので、漏れのないように。RAMISES のネットワークシステムを使うとかいう項目もなかには入っていますけれども、それ以外のことが増えてきますので、漏れのないように。

たぶん、もう一回また、この修正に従って訓練がおこなわれると思うのですがけれども、けっこう思ったより、修正というよりもかなり大がかりな体制の立て直しということにつながりますので、全体通してもう一回、今回の、今日の会議でいろいろ修正が、今、いいのではないかということになったあと、再検討をお願いしたいと思います。

**座長：**はい、ありがとうございます。ほか何かございませんでしょうか。

まだちょっと時間ございますので、全体的にもう一度、1から、旧PPAの話、そ

れから SPEEDI の話、原子力災害医療体制の話、それから発電所ごとのUPZの設置、今の中継本部の設置等について。

先ほどから質問事項でご意見をいただけなかったのが1個ございまして。今までの旧指針では、一般住民の屋内退避というのがあったわけですがけれども、コンクリート屋内退避が削除になっておりまして、その点について、一般住民以外、例えば避難行動要支援者のことなどについて検討する必要があるかないか等々、その屋内退避を削除することについて何かご意見がございましたらという県のほうからの専門家に対する質問がございました。何かございましたら。高橋先生、はい。

**高橋委員：**はい。ここにありますように、確かにこれまでの防災指針につきましては、屋内退避と、その上がコンクリート屋内退避または避難ということで、避難と同等のレベルでこのコンクリート屋内退避というのが用いられておったところです。今回の災害対策指針では、そのコンクリート屋内退避がなくなって屋内退避と、その次の避難または一次移転というようなかたちになったと、そのような経緯になっております。

ただ、先ほど八木委員からお話がありましたが、実際にこういうコンクリート建物がそばにあったときに、こういうところに集まってくるということも考えられます。また、そういう、人が集まることによって防護対策が取りやすいということも考えられます。また、当然ですがけれども、一般の屋内よりもコンクリート屋内のほうがブルームに対する防護も非常に強いということがございます。

ですので、これまでの防災指針のような、避難に代わるようなものとしての一般住民の対策としてのコンクリート屋内退避というのは不要と言いますか、ここで規定すべきではないのかもしれませんが、一般住民の方以外の方につきましては、やはり、個別の家で屋内退避するよりはそういう場所のほうが今後のリスクの低減に有効であるということであれば、義務として残すのか、あるいはそういうことを推奨、あるいはそういうことをしてもよいというようなかたちで残すのかというのは議論の余地がありますけれども、少なくとも、すべてまったく屋内退避ということで、完全に自宅にいなさいというかたちでの規定ではなく、やはりそのへんは余裕を持たすと、融通を持たせたかたちで、かつ、もし一般の住民のそばの方でも、そういうところに来た場合には排除するものではないというかたちでの、ちょっと難しいものになるかもしれませんが、対策として義務づける屋内退避ではなく、もう少し余裕を持ったかたちでの記載があればいいのではないかと、そのように感じております。

**牧座長：**はい。先生方、ほか何かよろしいですか。

要するに、よく聞くというか、自主避難というか、災害のときも自主避難ということで、避難勧告が出なくても、そういうかたちで、そっち行ったほうが安全ですよという情報をわざわざ消す必要はないというふうな、そういった理解でよろしいですか

ね。

**高橋委員**：はい。地域防災計画としての書き方、ここは非常に難しいところだとは思いますが、そうですね、指針で求めているという意味では削除せざるを得ないかと思いますが、そのへんをちょっと考慮していただくのがよいのかなという、そういう感じでございます。

**八木委員**：いいですか？一言。

**牧座長**：どうぞ。

**八木委員**：確かに地域防災計画上は難しいと思います。運用でいけば、それを設定しなくても、「避難所開設してくれないの？」「学校に行っちゃ駄目なの？」という問い合わせは絶対にくるはずで、いずれにしても、それに対応せざるを得ないという意味で余地を残しておけばいいのではないかと思います。

**牧座長**：よろしゅうございますか。大体時間的には適切なのですが。今日は皆さんからいろいろコメントがございまして。国の指針ができてきたということで、大きな改正というか、見直しになっていると思います。今まではP P Aということで、ブルームゾーンみたいのがあったわけですが、なくなった。なくなって、滋賀県の基本的な対応としてはU P Z以外の方はまずは屋内退避をしていただくような指示を出すというふうなこともございましたし、それから、そこについては、ヨウ素剤、当然備蓄はございますが、配るということではないというふうなこともございます。

それから、もう一つ大きな変更としては、やはり避難というのは、基本的に SPEEDI ではなくて、モニタリング、実測値に基づいてどういうかたちでやるのかということが大きな変更点でございまして、そうは言っても滋賀県独自のモニタリングはしますし、それから、せっかくそのシミュレーションがあるのでそれも使うと。ただ、何のためにそのシミュレーションを使うのかということについては、しっかりとしてくださいと。ですから本末転倒にならない、やはりモニタリングに基づく避難ですというのは非常にしっかりと持ったうえで、それをどう使うのかということについては、そこはしっかりとやると。

ただ、県として独自でモニタリングをするということは決して避けるべきではなく、望ましいことだと。特に、この水を、近畿圏の水瓶と、水瓶と言うと怒られますけれども、水をお守りしているという観点からもそういうことは重要かというふうなことで、それから、これは関西の独自性だと思いますが、全数のスクリーニングはやはりやりましょうと。これは広域連合ともそういうことで全関西圏にお引き受けいただい

ているわけですので、そういったことは望ましいですし、専門家の先生の方々も、そういったことはしたほうがよろしいということでした。

いずれにしても、大きく変わっているところはかなり多くございますので、住民の方へのご説明、それからもう一つ、災害対策本部の運営としても、この中継所運営本部というのができるで大分変わると思っていますので、そこらへん、実際の運用も踏まえて、再度、きっちりとご検討をとというふうなご意見だったと思いますが、ほか、何か付け加えて、それはということはございませんか。

よろしければ、最後の議題になります。議題(2)①「原子力防災訓練（結果）について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

## (2)その他

### ① 原子力防災訓練（結果）について

**事務局**：資料8を用いて説明。

**牧座長**：はい、ありがとうございます。

そうしましたら、ご意見、ご質問等ございましたらと思っております。

**谷口委員**：質問が。

**牧座長**：どうぞ。

**谷口委員**：この成果のなかに、住民に避難行動や訓練の意義など正しく伝えることができたというふうにありますけれども、この参加のなかに、特別な配慮を必要とするその当事者の団体ですとか、そういった方たちはどうだったのでしょうか。

それから、住民に対して正しく伝えることができたということですが、住民側はどういうふうに関心を持ったというような、住民側の声というのは受け取られたのでしょうか。

**牧座長**：はい、では事務局お願いします。

**事務局**：今回は、何よりもこの大規模な住民の移動を想定した訓練ということを優先させていただきました。ですので、その特別な配慮を要する方についての訓練、特別なところは、今、口頭で一般に移動できる範囲のなかで対応するというなかで、特別な車両を用意したとか、そういったところは含んでおりません。

また住民さんからの声につきましては、随時ペーパーのほうでいただいた意見がございましたので、そういったものを集約しているところでございます。

**牧座長**：まだまとまったかたちではないという。

**事務局**：まだ今まとまってはいません。すみません。

**牧座長**：ではまた今後、資料のご提供をお願いします。よろしいですか、谷口委員。

**谷口委員**：訓練自体に特別な配慮を要する訓練は、それはまだ次の段階でもよいかと思いますが、訓練のこの企画を立てたり、いろいろ検討するときに、その当事者の団体ですとか、支援者の方に入ってもらっているというのは大事なかなというふうに思いました。

**牧座長**：ありがとうございます。はい、では遠藤委員。

**遠藤委員**：私、福島原発時代、群馬県にいまして。実際、病人の方の搬送は大変でしたね。バスで、車椅子の、ね、病人ですから車椅子なんですね。そうしたらバスの乗り降りからやはり大変ですね。訓練ですから多分、健康で歩ける方なので。

だから、逆に言えば、ああいう病人とか補助のいるような方は屋内退避して、それからゆっくり移送されるのがいいのではないかなという気がしますけれども。一度は訓練は必要かも分かりません。本当に、これ、大変というのは実感いたしました。

**牧座長**：ありがとうございます。

今回1回目ですから手順の確認なのでしょうけれども、だんだんと応用問題をというふうに思いますが、ほか何かコメント、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。はい。そうしましたら、今日の事務局から用意されている議題は以上でございますが、全体を通して何か言い忘れたコメント等ございましたらいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、熱心にご議論いただきました。ありがとうございます。本日はこのへんで意見交換を終了させていただきたいと思います。専門家の意見をぜひご参考に、県のほうで対策を詰めていただけたらと思います。それでは進行を事務局にお返しいたします。

**中嶋室長**：本日は委員の皆さまから貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。いずれのご意見につきましても、私ども、きちっとこれを消化して、どのように見直しに反映していくかということの検討が必要かと思えます。

見直しにあたりましては、先ほどもご意見ありましたように、単に計画を直すとい

うだけでなしに、その体制はどうなるのか、あるいは、先ほどもありました、訓練をどのようにしていくかといったことも含めて十分議論をしていきたいと思えます。

また併せて、何回もご意見をいただいております、県民の皆さんに対してどのように説明していくかという部分で、分かりやすくといったこと、それから、何を意図して計画を変更している、あるいは新しいことを伝えたいといったことが、分かりやすく伝えられるように工夫をしていくということも十分に念頭に置きながら検討していきたいと思っております。

今後の進め方につきましては事務局のほうから連絡をさせていただきます。

**事務局：**それでは、委員の皆さまありがとうございました。本日のご意見につきましては事務局で整理をさせていただきますして、内容をご確認いただいたうえでホームページ等で掲載をさせていただきたいと考えております。

それから、今後の予定でございますが、資料7でお配りしておりますとおり、実は第2回目の専門会議は2月上旬ということで、あらかじめ、大まか、先生方のほうにはご予約をおうかがいしておるのですけれども、2月上旬でまた調整をさせていただきたいと考えております。またもう一度、改めまして日程のほうは調整させていただこうと思っております。

それから、その後でございますが、この2月のときには、こういったご意見をいろいろ検討の案というかたちでご意見いただきたいと考えております。その後、関係機関へ意見照会なりホームページでの意見照会を経まして、3月下旬には毎年防災会議がございますので、そちらのほうへご報告ないしはお諮りをさせていただきたいと考えております。

また、国等の動きがございますして判断を必要とする場合が生じた場合、2月上旬以外のところで、もう一度、また改めて開催をお願いする場面も出てくるかもしれませんが、またそのときには、なにとぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

**中嶋室長：**はい、それでは以上を持ちまして、平成27年度第1回目の滋賀県原子力防災専門会議を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。

(終了)